

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会政策課) 一
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (同) 二
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (同) 二
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (同) 二
- 認証食品の認証 (食産業振興課) 三
- 保安林の指定施業要件の変更の予定 (二件) (森林整備課) 三
- 道路の区域変更 (道路課) 四
- 道路の供用開始 (二件) (同) 五
- 都市計画事業の事業計画変更の認可 (都市計画課) 五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (情報政策課) 五
- 指定管理者の指定 (二件) (情報政策課) 六

告 示

○宮城県告示第千三百三十二号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成三十年十二月二十八日

一 訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

二 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七〇九〇〇九三	城南ヘルバーステーション 青空 多賀城市城南二丁目十五番 十七号	株式会社ソシエニード	平成三十年 九月一日
○四七〇九〇〇九二九	株式会社 はいみケアステ ーション 多賀城市山王字東町浦四十 七番地の十四	株式会社 はいみケアス テーション	平成三十年 十月一日

三 特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七〇九〇〇八八	ツクイ岩沼 岩沼市あさひ野二丁目一番 一	株式会社ツクイ	平成三十年 八月一日
○四七三一一〇一〇三	デイサービスひざし 遠田郡涌谷町桑木荒五十七 番地一	株式会社H O P E	平成三十年 八月十五日
○四七〇九〇〇八九五	コソコツデイサービス 多賀城市高橋四丁目十二番 七号	医療法人元兀堂	平成三十年 九月一日
○四七〇九〇〇九一一	城南リハビリテーション ・スカイ 多賀城市城南二丁目十五番 十七号	株式会社 ソシエニード	平成三十年 九月一日
○四七三一一〇一一二九	デイサービスいろは 遠田郡涌谷町小里字長根北 四十三番十二	株式会社W A G A Y A	平成三十年 九月一日
○四七三三〇二二八二	デイサービスセンター O u j u k u r i c o m a 栗原市栗駒岩ヶ崎神南十一 番一	株式会社リハサポート桜 樹	平成三十年 九月十五日
○四七二二〇一七一五	お泊りデイサービス 楽音 登米市中田町浅水字上川面 百四十五番地三	株式会社はなみち	平成三十年 十月一日
○四七〇八〇〇五五八	介護保険事業所番号 暖暖の里角田 角田市横倉字卯ノ崎九十四 番地十七号	株式会社ミツイ	平成三十年 九月一日

○宮城県告示第千三百三十三号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。
 平成三十年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七〇八〇〇五五八	暖暖の里角田 角田市横倉字卯ノ崎九十四 番地十七号	株式会社ミツイ	平成三十年 九月一日

○宮城県告示第千三百三十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。
 平成三十年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七二二〇二二四四	訪問介護ゆずりは 登米市南方町山成前千七十 六番地三	有限会社健康の森	平成三十年 八月二十八日
○四七〇七〇〇八九九	在宅介護支援事業所爽秋会 みのり 名取市植松一丁目一番二十 四号	医療法人社団爽秋会	平成三十年 八月三十一日
○四七二四〇〇三五七	ライフケア虹有限会社 亙理郡亙理町逢隈高屋字石 堂百六十二番地一	ライフケア虹有限会社	平成三十年 八月三十一日
○四七〇九〇〇六〇六	ヘルパーステーションここ さいむら 城南 多賀城市城南二丁目十五番 十七号	株式会社ここみケア	平成三十年 九月一日

二 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
-----------	-------------	--------	-------

○四六二六九〇〇六六	ねんりん訪問看護ステーション 宮城県七ヶ浜町境山二丁目 九番二号	株式会社年輪	平成三十年 八月三十一日
------------	--	--------	-----------------

三 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七〇九〇〇六一四	リハビリステーション城南 多賀城市城南二丁目十五番 十七号	株式会社ここみケア	平成三十年 九月一日

四 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七二二〇〇八八一	合同会社ほーぶ 登米市豊里町小口前百十五	合同会社ほーぶ	平成三十年 九月三十日

五 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七二二〇〇八八一	合同会社ほーぶ 登米市豊里町小口前百十五	合同会社ほーぶ	平成三十年 九月三十日
○四七二二〇〇八八一	合同会社ほーぶ 登米市豊里町小口前百十五	合同会社ほーぶ	平成三十年 九月三十日
○四七二二〇〇八八一	合同会社ほーぶ 登米市豊里町小口前百十五	合同会社ほーぶ	平成三十年 九月三十日

六 短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七〇七〇〇一七〇	特別養護老人ホームけやき 名取市愛鳥小豆島字山ノ前 四十九番地の二	社会福祉法人愛の郷	平成三十年 十月一日

○宮城県告示第千三百三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。
 平成三十年十二月二十八日

平成三十年十二月二十八日

一 介護予防訪問看護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四六二六九〇〇六六	事業所の名称及び所在地 ねんりん訪問看護ステーション 宮城郡七ヶ浜町境山二丁目 九番二号	事業者の名称 株式会社年輪	廃止年月日 平成三十年 八月三十一日
-------------------------	---	------------------	--------------------------

二 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七二二〇〇八八一	事業所の名称及び所在地 合同会社ほーぶ 登米市豊里町小口前百十五	事業者の名称 合同会社ほーぶ	廃止年月日 平成三十年 九月三十日
-------------------------	--	-------------------	-------------------------

三 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七二二〇〇八八一	事業所の名称及び所在地 合同会社ほーぶ 登米市豊里町小口前百十五	事業者の名称 合同会社ほーぶ	廃止年月日 平成三十年 九月三十日
〇四七二二〇〇八八一	一柳介護支援サービス 栗原市栗駒岩ヶ崎松木田二 番地一	株式会社一柳	平成三十年 九月三十日

四 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号 〇四七〇七〇〇一七〇	事業所の名称及び所在地 特別養護老人ホームけやき 名取市愛島小豆島字山ノ前 四十九番地の二	事業者の名称 社会福祉法人愛の郷	廃止年月日 平成三十年 十月一日
-------------------------	--	---------------------	------------------------

〇宮城県告示第千三百三十六号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第八条の二の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成三十年十二月二十八日

一 認証食品

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
百一	ジャム類	又 は 名 称	又 は 屋 号	
	生産組合	富谷市ブルーベリー 生産組合	富谷市ブルーベリー 生産組合加工場	富谷市明石二反目三十二番一 号

二 認証年月日

平成三十年十二月二十日

〇宮城県告示第千三百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林

整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千三百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
黒川郡大郷町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千三百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 女川牡鹿線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
牡鹿郡女川町横浦字横浦七八番二地先から 同郡同町大石原浜字大石原五七番六地先まで		前 A	後 B	七・〇 八七・〇	一・八二・八	一・八二・八	八〇〇・〇	上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		前 B	後 B	一・〇 六五・〇	一・〇 六五・〇	一・〇 六五・〇	八〇〇・〇	

○宮城県告示第千四百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	白石丸森線	伊具郡丸森町大張大蔵字岡田一四〇番一地从先から同郡同町大張大蔵字岡田一〇九番三地从先まで	平成三十年十二月二十八日

○宮城県告示第千四百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	越河角田線	伊具郡丸森町大張大蔵字岡田一四〇番一地从先から同郡同町大張大蔵字岡田一〇九番三地从先まで	平成三十年十二月二十八日

○宮城県告示第千四百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画

の変更を次のとおり認可した。

平成三十年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称
気仙沼市
- 二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

朝日町地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
宮城県庶務業務支援システムに係る保守・運用等業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
震災復興・企画部情報政策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日
平成三十年十二月十七日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
富士通株式会社東北支社 仙台市青葉区中央三丁目二番二十三号
- 五 落札金額
一億五千七百二万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十年十一月六日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成三十年十二月二十八日

宮城県教育委員会

一 公の施設の名称

宮城県ライフル射撃場

二 指定した団体の名称及び所在地

宮城県ライフル射撃協会

宮城県利府町加瀬字南野中沢四十番地五十一

三 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

○宮城県教育委員会告示第十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

平成三十年十二月二十八日

宮城県教育委員会

一 公の施設の名称

宮城県婦人会館

二 指定した団体の名称及び所在地

一般財団法人みやぎ婦人会館

仙台市宮城野区榴ヶ岡五番地

三 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで